

# 居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の受領委任払制度について

「受領委任払」とは、利用者は自己負担額(所得に応じた負担割合)のみを事業者に支払い、保険給付される負担割合は利用者から受領に関する委任を受けた事業者、市が直接支払うという方法です。

## 1 受領委任払を利用することができないかた

- ① 介護保険料に未納があり、給付制限を受けているかた。  
(介護保険被保険者証に「支払方法変更」と記載されているかた。)
- ② 要介護認定の申請中(新規申請、変更申請)であるため、要介護度が決定していないかた。
- ③ 入院又は入所中のかた。

## 2 受領委任払を利用するための手順

受領委任払を利用することについて事業者と利用者との間で承諾をした場合は、以下の手順により手続きを行います。

### 1 福祉用具の販売及び利用者負担額の受領

販売事業者は、福祉用具販売費用の自己負担額(所得に応じた負担割合)を利用者から受領します。

- \* 支給限度基準額を超える販売費用の額は、福祉用具購入費の支給対象とはなりませんので、利用者から支払いを受けてください。
- \* 自己負担額(所得に応じた負担割合)は負担割合証で確認してください。

### 2 領収書の交付

販売事業者は、利用者から自己負担額(所得に応じた負担割合)の支払いを受けたら、利用者に対し、以下の事項を記載した領収書を交付します。

- ① 領収日
- ② 被保険者名(フルネーム)
- ③ 領収額(自己負担額)
- ④ 販売した福祉用具の種目名、商品名及び購入費用の額
- ⑤ 販売事業者の名称

(領収書の例)

<b>領 収 書</b>	
	○年○月○日①
介護 <u>花子 様</u> ②	
<u>金 額</u> <u>¥2,836-</u> ③	
但し 以下の福祉用具販売に係る利用者負担額として	
腰掛便座 A社 ポータブルトイレ(販売費用 14,647円) ④	
入浴補助用具 A社 シャワーベンチ(販売費用 13,702円)	
上記正に領収いたしました。	
福祉用具販売事業者名⑤	

### 3 支給申請

利用者は販売事業者に自己負担額を支払った後、以下の書類を用意し川口市へ提出します。

- ①介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書(受領委任払用)(様式第1号)
- ②領収書(宛名は被保険者名のもの(フルネームで記載))
- ③福祉用具サービス計画(写し)
- ④特定福祉用具のパンフレット等  
(製造事業者・商品名・定価・概要などが分かるもの)
- ⑤介護保険福祉用具購入費に係る購入費用額明細書兼確認書

### 4 支給

支給申請の受付後、内容を審査し、適当と認めたものについて保険給付の支給額を決定し、利用者あてに「介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給(不承認)決定通知書(様式第2号)」により通知します。

同時に、販売事業者あてに「介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給(不承認)決定通知書(様式第3号)」により通知し、その後、販売事業者の指定口座に福祉用具購入費の支給額を振り込みします。

振り込みは、申請をされた月の翌月末頃です。

#### ○注意事項

- ・ 申請書は購入日ごとに作成してください。
- ・ すのこ(オーダー品)を購入した場合は、オーダー品の内容が分かる内訳書(使用材料の単価や手間賃等が分かるもの)と写真を添付してください。
- ・ 破損により再度支給申請する場合は、破損の状況が分かる写真を添付してください。